

## 介護予防・日常生活支援総合事業相当サービスにおける 算定方法の変更について（回数制サービスコードの導入）

### 1 算定方法の変更（回数制サービスコードの導入）の経緯

2025年度（令和7年度）には「団塊の世代」が後期高齢者となり、2040年度（令和22年度）には「団塊ジュニア世代」が65歳を迎え、いわば超高齢化社会の到来が目の前に迫っています。高齢化が急速に進展していく中で、介護保険が果たす役割は大きく、私たちは地域に応じた介護需要に対して、過不足なく介護サービスを提供していく必要があります。

現在、もとす広域連合では、介護予防・日常生活支援総合事業相当サービスにおいて、月額包括単位については算定の対象としており、回数に応じた単位は算定の対象としておりません。一方で、岐阜市や大垣市などの近隣市町では、月額包括単位と回数に応じた単位の双方を算定対象としており、介護サービス事業所は状況に応じていずれかの単位で算定し、請求を行っています。

このような近隣市町の動向を踏まえた結果、給付の適正化及び利用者負担軽減の観点から、当広域連合においても回数に応じた単位を算定可能とし、回数制サービスコードを導入することとしました。

介護サービス事業所の皆様におかれましては、請求事務に関する諸手続きの対応にご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 2 新規追加サービスコード

#### (1) 訪問

A 2 2 4 1 1	訪問型独自サービスⅣ	<u>2 6 8 単位／回</u>
A 2 2 5 1 1	訪問型独自サービスⅤ	<u>2 7 2 単位／回</u>
A 2 2 6 2 1	訪問型独自サービスⅥ	<u>2 8 7 単位／回</u>
A 2 8 0 0 2	訪問型独自サービス特別地域加算回数	<u>所定単位数の 1 5 % 加算／回</u>
A 2 8 1 0 2	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	<u>所定単位数の 1 0 % 加算／回</u>
A 2 8 1 1 2	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	<u>所定単位数の 5 % 加算／回</u>

※詳しくは、「**介護予防訪問介護相当サービスコード表**」をご参照ください。

## (2) 通所

A 6 1 1 1 3	通所型独自サービス1回数	<u>3 8 4 単位/回</u>
A 6 1 1 2 3	通所型独自サービス2回数	<u>3 9 5 単位/回</u>
A 6 8 1 1 2	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	<u>所定単位数の 5%加算/回</u>
A 6 8 0 0 3	通所型独自サービス1回数・定超	<u>2 6 9 単位/回</u>
A 6 8 0 1 3	通所型独自サービス2回数・定超	<u>2 7 7 単位/回</u>
A 6 9 0 0 3	通所型独自サービス1回数・人欠	<u>2 6 9 単位/回</u>
A 6 9 0 1 3	通所型独自サービス2回数・人欠	<u>2 7 7 単位/回</u>

※詳しくは、「**介護予防通所介護相当サービスコード表**」をご参照ください。

## 3 導入時期

令和4年 10月1日サービス提供分から ※国保連への請求は令和4年11月から

## 4 請求に係る留意事項

サービス提供回数が上限回数を超える場合、月額包括サービスコードによる請求を行うものとします。

例1) 1月の中で、通所型独自サービス1を **4回** 提供した場合

「**A 6 1 1 1 3 通所型独自サービス1回数**」(回数に応じた請求)により、

$$3 8 4 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = \underline{1, 5 3 6 \text{ 単位}}$$

例2) 1月の中で、通所型独自サービス1を **5回** 提供した場合

「**A 6 1 1 1 1 通所型独自サービス1**」(月に応じた請求)により、

$$1, 6 7 2 \text{ 単位} \times 1 \text{ 月} = \underline{1, 6 7 2 \text{ 単位}}$$

(× ~~3 8 4 単位 × 5 回 = 1, 9 2 0 単位~~)

介護予防通所介護相当サービス算定単位数表（要介護1・2）

●新規

介護度	9月30日まで 算定に用いる単位	10月1日から	
		利用回数／月	算定に用いる単位
要支援1	1,672単位／月	1～4回	384単位／回 ●
		5回以上	1,672単位／月
要支援2	3,428単位／月	1～8回	395単位／回 ●
		9回以上	3,428単位／月

※その他詳細事例につきましては、「資料2 回数制サービスコード導入に係るQ&A」  
を確認ください。

5 介護予防・生活支援サービス事業所単位数表マスタについて

もとす広域連合ホームページの「申請書類ダウンロード」のページに単位数表マスタを掲載しておりますので、ご活用ください。

※今回追加するサービスコードは、「令和4年4月」のマスタに既に含まれています。

6 その他

回数に応じた保険給付の導入に伴い、運営規程、契約書及び重要事項説明書等の記載事項の変更をお願いいたします。

運営規程に変更がある場合は、従来通り「変更届」のご提出をお願いいたします。

<問い合わせ>

もとす広域連合 介護保険課 保険係 電話：058-320-2220